

○家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム(エネファーム)導入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅に家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム(以下「エネファーム」という。)の導入に要する経費の一部について、予算の範囲内で助成金を交付することにより、環境負荷を軽減する機器の普及及びエネルギーの省力化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる人及び団体は、本市とガスの小売供給契約を締結する人及び団体とする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げる仕様を満たすエネファーム(中古のものを除く。以下「対象機器」という。)の住宅等への設置に要する経費とする。

- (1) 燃料電池を備えること。
- (2) 排熱を利用したコーチェネレーションシステムであること。
- (3) 都市ガスを燃料とすること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象機器1台につき40万円とする。

(交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする人及び団体は、管理者が別に定める期間内に、エネファーム導入助成金交付申請書(第1号様式)に対象機器の設置場所が分かる図面を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、エネファーム導入助成金交付／決定／却下／通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(設置工事)

第6条 前項の規定により助成の決定を受けた人及び団体(以下「助成決定者」という。)は、当該決定を受けた日以後に対象機器の設置工事に着手し、管理者が別に定める日(以下「期日」という。)までに当該工事を完了しなければならない。

2 助成決定者は、設置工事が期日までに完了しないことが見込まれる場合又は設置工事の実施が困難となった場合は、速やかに管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

3 管理者は、前項の指示において、期日を変更し、又は必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 助成決定者は、対象機器の設置工事が完了したときは、管理者が別に定める日までにエネファーム導入助成金実績報告書兼請求書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 対象機器の設置状況が分かる写真
- (2) 対象機器の保証書の写し
- (3) 住民票の写し又は運転免許証の写し(助成決定者の住所が対象機器の設置場所と異なる場合又は助成決定者が団体である場合にあっては、助成決定者が対象機器を使用することを証する書類)
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び支払)

第8条 管理者は、前項の実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付する助成金の額を確定したときは、エネファーム導入助成金交付確定通知書(第4号様式)により通知し、遅滞なく助成金を交付するものとする。

2 管理者は、前項の通知において必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 助成決定者は、第5条第1項の規定により行った申請を取り下げるときは、エネファーム導入助成金交付申請取下届(第5号様式)を管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 管理者は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前項の取下届を提出したとき。

(助成金の返還)

第11条 管理者は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(手続代行者)

第12条 助成金の交付を受けようとする人及び団体は、第5条第1項に規定する交付申請、第7条に規定する実績報告及び第9条に規定する申請の取下げの手続について、対象機器の販売等をする者(以下「手続代行者」とい

う。)に依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。

(調査等)

第13条 管理者は、助成金の交付の適正かつ円滑な実施を図るため、助成決定者又は手続代行者に対し、現地調査等を行うことができる。この場合において、助成決定者及び手続代行者はこれに応じなければならない。

(エネファーム普及活動への協力)

第14条 助成金の交付を受けた人及び団体は、管理者の求めに応じ、次に掲げるエネファーム普及活動に協力することに同意するものとする。

(1) 対象機器の使用開始の日の翌日から起算して2年を経過する日までの間における次に掲げる活動

ア 設置状況及び運転状況を報告すること並びに当該報告のあった情報を上越市ガス水道局が発行する広報紙及び上越市ガス水道局ホームページに掲載すること。

イ エネファームの設置を周知するための広告を対象機器に設置すること。

ウ エネファームの見学を希望する人を受け入れること。

(2) 対象機器の設置工事の着手の日から第8条第1項の規定による通知の日までの間において、エネファームの設置を周知するための広告を対象となる住宅の敷地内に設置すること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム(エネファーム)導入助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の交付について適用し、同日前に申請のあった助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム(エネファーム)導入助成金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある助成金の交付について適用し、同日前に申請のあった助成金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム(エネファーム)導入助成金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の家庭用燃料電池コーチェネレーションシステム(エネファーム)導入助成金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

第1号様式(第5条関係)

第1号様式(第5条関係)

エネファーム導入助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 上越市ガス水道事業管理者

次のとおりエネファーム導入助成金の交付を申請します。

1 申請者

フリガナ 氏名又は名称	
住所又は所在地	(〒 -)
電話番号	

2 手続代行者(申請者が自ら手続をする場合は記入不要)

フリガナ 会社名	
会社所在地	(〒 -)
担当者名	
電話番号	

3 設置工事

機器の設置場所 (申請者の住所と同じ場合は記入不要)	(〒 -)
着工予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

※ 実際の工事の着工は、この申請に対する決定通知の後に行ってください。決定通知の前に設置工事を着工した場合は、助成金の交付を受けることができません。

4 設置機器

設置台数	台	
燃料電池ユニット	メーカー名	
	型式	
貯湯ユニット	メーカー名	
	型式	

5 通知書等の送付先（いずれかにチェック）

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 申請者（住所地） | <input type="checkbox"/> 手続代行者 |
|-----------------------------------|--------------------------------|

6 添付書類

機器の設置場所が分かる図面

7 上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約

- (1) 助成金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 助成金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、助成金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた助成金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。）

第2号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

決定
エネファーム導入助成金交付通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市ガス水道事業管理者

年 月 日付けで申請のあったエネファーム導入助成金の交付について、次
とおり決定
の理由により申請を却下
したので通知します。

決定	助成金の額	円
	設置台数	台
	決定番号	
	交付条件	
却下	理由	

※ 助成金の額は、機器の設置工事の完了後に提出いただくエネファーム導入助成金実績報告書により確定し、その後に交付します。

第3号様式(第7条関係)

第3号様式(第7条関係)

エネファーム導入助成金実績報告書兼請求書

年 月 日

(宛先) 上越市ガス水道事業管理者

次のとおりエネファームの設置工事が完了したので報告します。

1 申請者

決 定 番 号	
フ リ ガ ナ 氏名又は名称	
住 所 又 是 所 在 地	(〒 - - -)
電 話 番 号	

2 手続代行者(申請者が自ら手続をする場合は記入不要)

フ リ ガ ナ 会 社 名	
会 社 所 在 地	(〒 - - -)
担 当 者 名	
電 話 番 号	

3 設置工事及び設置機器

機器の設置場所 (申請者の住所と同じ場合は記入不要)	(〒 - - -)	
工 事 着 工 日	年 月 日	
工 事 完 了 日	年 月 日	
設 置 台 数	台	
燃料電池ユニット	メーカ名	
	型 式	
貯湯ユニット	メーカ名	
	型 式	

4 助成金の振込先（口座名義は、申請者のものに限る。）

金融機関名			支店名						
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号						
フリガナ 口座名義人									

5 添付書類

- (1) 機器の設置状況が分かる写真（表示ラベル（機器型番）及び機器の全体を写したもの）
- (2) 機器の保証書の写し（機種名及び日付の記入があるもの）
- (3) 住民票の写し又は運転免許証の写し（助成決定者の住所が対象機器の設置場所と異なる場合又は助成決定者が団体である場合にあっては、助成決定者が対象機器を使用することを証する書類）
- (4) その他管理者が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

エネファーム導入助成金交付確定通知書

第 号

年 月 日

樣

上越市ガス水道事業管理者

年　月　日付けで実績報告のあったエネファーム導入助成金の交付について、
次のとおり助成金の額を確定したので通知します。

助成金の交付確定額	円
振込予定日	年 月 日
交付条件	

(助成金の振込口座)

第5号様式(第9条関係)

第5号様式(第9条関係)

エネファーム導入助成金交付申請取下届

年 月 日

(宛先) 上越市ガス水道事業管理者

次のとおりエネファーム導入助成金の交付申請の取下げを届け出ます。

1 申請者

決 定 番 号	
フ リ ガ ナ 氏名又は名称	
住 所 又 是 所 在 地	(〒 -)
電 話 番 号	

2 手続代行者(申請者が自ら手続をする場合は記入不要)

フ リ ガ ナ 会 社 名	
会 社 所 在 地	(〒 -)
担 当 者 名	
電 話 番 号	

3 申請を取り下げる理由

- 助成金が不要のため
- 他の助成金を利用するため
- その他()